

# 研究動向：労使関係論

17

## 戦後日本労働運動史の研究動向と課題

遠藤公嗣 〈東京大学大学院博士課程〉

はじめに

近年の戦後日本労働運動史の研究動向を特徴づけるならば、個別論点について実証度の高い研究が数多く生まれてきていることであろう。このことにはいくつかの理由が考えられる。一つは、敗戦から三〇余年が経過したという事実である。戦後史研究を志す多くの若手研究者にとっては、戦後初期の運動高揚期は実感しえない時代のことになってしまった。彼らの研究が当時のリアルな姿を求めて実証度を高めることは、当然であろう。また、当時の運動当事者の多くは、すでに運動の第一線を離れる年齢となっている。運動当事者が、未知の事実を明らかにすることを含めて、自らの経験を総括しうる時期となっているのである。

る。今一つのより根本的な理由は、現在の政治・経済情勢の危機的展開と、それにもかかわらず労働運動の低迷が続いていることに対しての、根本的な反省の必要である。現状が歴史過程の結果である。

### 戦後運動史の始期

戦後が一九四五年八月一日に始まるとすることには、さして異論はないであろう。ところが、従来の戦後運動史研究では、運動の出発点を運動がようやく活発化した一九四五年一〇月とするこ

とを、暗黙の前提としてるように思われる。八月一日から一〇月までの一ヶ月余の運動空白期の存在を看過するのである。

ある以上、反省は戦後史の見なおしとならざるをえない。従来の概説的叙述を越えるために、さしあたりは、個別論点の実証を深めることがめざされているのである。

安延「戦後期における日本の労働運動」（『歴史学研究』別冊一九七二年）と山本潔「戦後危機の展開過程」（初出一九七四年、同『戦後危機における労働運動』御茶の水書房、一九七七年）がある。栗木氏は、アメリカ軍が接収した旧内務省文書に依拠し、この期間に左翼の多くも「虚脱状態」にあり、官憲の監視下に置かれていたことを指摘する。また山本氏は、日本敗戦が予防反革命



的性情格を持ったことを重視して、八月一日を戦後史分析の出発点とすることを主張する。

ドイツにおける第一次大戦敗戦を想起するまでもなく、敗戦のあり方が戦後の労働運動展開を強く規定することはいうまでもない。日本敗戦における労働運動空白期の存在は、それゆえ、戦後運動史の始期における第一の特徴として、重視されなければならない。もともと、この点への注目は「言うは易く行なうは難し」である。歴研大会で栗木論文の報告を聞いた中西功氏は、「人民が虚

## 「戦後民主主義革命期」

一〇月以降労働運動は急速に発展したが、戦後初期をいかなる時期と理解するかによって、研究の関心と対象は大きく二つに分岐している。一つは、一九四五年一〇月から第二次吉田内閣の成立する一九四八年一〇月までを「戦後民主主義革命期」と理解する立場であり、今一つは、敗戦から一九四九、五〇年頃までを「戦後危機期」と理解する立場である。

前者の立場は、この期の課題を「民主主義革命」とし、この期にはそれを達成する可能性があったと考えて、それを達成するための統一戦線運動がどの程度深化したかを主要な関心としている。研究対象はさまざまで、労働運動史にかかわるものは次の四類に分けることができる。①吉田健二「民主主義擁護同盟の分析」（『労働運動

脱状態にあったという報告者の見解に疑問を投げかけ、虚脱状態にあったのはむしろ支配階級の側であったのではないか」「概して、当時の日本社会が激変していたというイメージが、栗木報告には足りないのではないか」と疑問を呈した（『歴史学研究』別冊二一六頁）。戦後初期におけるもともとアクティブな運動指導者の一人でさえ、空白期の存在をこのように看過するのであれば、のちの研究者がこれまで看過してきたこともやむをえないといえよう。

史研究』五九号、一九七六年）、同「民主人民連盟と民主主義擁護同盟」（増島宏編『日本の統一戦線（上）』大月書店、一九七八年）、松尾尊允「敗戦直後の京都民主戦線」（『京都大学文学部研究紀要』一八号、一九七八年）などの統一戦線運動そのものを対象とするもの、②清岡真理・平田哲男「戦後民主主義革命期の住民運動研究ノ一」（『歴史評論』一九七一年七月号）、山田敬男「戦後民主主義革命期の労働運動」矢部洋三「戦後民主主義革命期の農民運動」（以上『歴史評論』一九七三年一月号）などの大衆運動の中に統一戦線結成の萌芽をみいだそうとするもの、③平田哲男「一九四六年の政治情勢（一）」（『歴史評論』一九七一年七月号）佐瀬昭二郎「戦後初期、共産党の統一戦線論」（前掲増島編『日本の統一戦線

（上）』などの社会党と共産党の統一戦線構想の性情格をさぐるもの、④高橋彦博「占領下、社会党政権の成立過程」（『労働運動史研究』五五・五六号、一九七三年）、同「社会党首班内閣の成立と挫折」（『岩波講座日本歴史』二二巻、一九七七年）、柴山敏雄「片山内閣期の政治情勢」山田敬男「芦田内閣期の政治情勢」（以上『歴史評論』一九七五年二月号）などの社会党の政権参加の意味を統一戦線形成との関連でさぐるもの、の四類である。これらのうち『歴史評論』誌上の諸論文は集団研究の成果の一部であり、それは東京歴史科学研究会現代史部会「日本現代史の出発」（青木書店、一九七八年）にまとめられた。

四類すべてが同一の研究方法に立つわけではないが、集団研究を主導した平田哲男氏によれば、それは次のごとくであった。従来の多くの研究は「戦略論的方法」Ⅱ「ある時期の人民闘争の評価の基軸を戦略的課題が達成されたか否かという点にもとめるもの」であったが、この方法は「前衛党が革命戦略を確定するとともに、革命へ接近する政治路線のあり方を具体的に問題としはじめている」今日にあっては「方法的な不毛性をしめすもの」である、今日では「統一戦線の発展を戦後日本史を一貫しているものとしてあきらかにすることが必要である、その際注意すべき点は「ある段階の共産党（の方針）を総体的に把握すること」「人民運動を具体的に把握し」「共産党の方針で代位させ」ないこと、である（『歴史評論』

一九七一年一月二日号一一七頁、同六月号二八頁、同七月号六〇～六三頁。

現在の問題意識Ⅱ統一戦線から過去の歴史をみるというのは、一つの方法ではある。しかし、平田氏が不毛と断定するところの、歴史の持つ多様な発展の可能性の検証は、そのことによっていささかもおろそかにされてはならない。(i)歴史の多様な発展の可能性を検証し、その総括として現在の問題意識を提示すること、(ii)現在の問題意識をアブリオリに前提とした上で過去の歴史を切ることは異なっている。(i)を行なうことこそ、他の諸学とは異なった歴史学を特徴づける意義がある。平田氏のようにそれを否定することは、その意義を減殺することになるのではあるまいか。歴史から何事かを学ぼうとする読者にとってみれば、(i)によってこそ過去を追体験することがより容易となり、自らの頭脳をもってそれを総括した上で現在の問題意識を持つことがより可能となるのである。

前記の四類の研究によって明確となった点は多い。たとえば、地方制度改正前に内務省を無視して、住民運動が官選の地方首長・議会を廃止して公選を行なわしめたことなどは、従来ほとんど注目されていなかった。しかし、多様性の検証という視点でみると、統一戦線へ向わない運動の研究はともかくとしても、統一戦線の中核たるべき労働戦線統一についての個別研究が欠けていることが目につく。その「上からの」運動としては、全

労連の結成のみならず、総同盟と産別会議が分立した経緯、一九五〇年における統一運動委員会の活動、総評結成とそれをめぐる総同盟、産別会議、新産別の対応などは、是非検討されなければならないだろう。また、たとえば読売争議で自由主義者、アナークリスト・労農派、講座派マルキス

## 「戦後危機期」

戦後初期を「戦後危機期」とする研究には、田川和夫『戦後日本革命運動史Ⅰ』（現代思潮社、一九七〇年）山本潔『戦後危機における労働運動』同『読売争議（一九四五・四六年）』（以上、御茶の水書房、一九七七・七八年）、『東芝争議（一九四九年）の研究（一）』（東大社研『社会科学研究』二八巻一号、二号、六号、二九巻一号、三〇巻四号、一九七六～八〇年）などがある。ここでは山本氏の研究をとり上げよう。

山本氏は、世界的関連を重視して、第二次大戦の終結する一九四五年八月一日から朝鮮戦争の勃発する一九五〇年六月二十五日までを「戦後危機期」とし、この間の客観的課題は「社会主義革命」であるとの仮説に立つ。「戦後民主主義革命期」と理解する研究を批判する立場に立つのである。しかし、当時の社共両党は「民主革命」戦略をとっていたから、戦略課題の検討だけでは仮説を説得力あるものとすることはできない。山本氏は、戦略レベルだけでなく「戦術レベルや現実の

トが一致して闘ったという、いわば「下からの」運動をどう位置づけるかという問題もある。これらはすべて今後の課題となるが、これらの検討は、この期の統一戦線運動研究に従来とは異なった色彩を与えるもののように思われる。

運動軌跡の研究」もまた重視することで、これを果たそうとする。その分析道具として「路線」「争点」「組織類型」の三つを各々いくつかに類型化した表が用意され、これらの表を尺度として現実の運動軌跡が計測されることになる。そして、現実の運動軌跡としては争議を特に重視する。読売争議と東芝争議を「戦後危機期」の前半と後半を代表する争議としてとり上げ、豊富な一次資料を駆使して争議の「主体」「争点」「戦術」「妥結」を分析し、争議の歴史的位置づけをめざすのである。

山本氏が「戦術レベルや現実の運動軌跡の研究」を重視し、平田氏が「戦略論的方法」を批判することは、両者が相反する観点に立っているにもかかわらず、相通じるものがあるといっている。両者とも、本稿冒頭に指摘した意味で、最近の研究動向を代表するものである。それとはともかくとして、山本氏の方法で疑問となるのは、現実の運動軌跡を計測する三つの分析用具、その

中でも特に「路線」の類型化は何によって行なわれたかという点である。換言すれば、分析用具で尺度された「民主主義革命」「社会主義革命」の用語で含意するものは何かという疑問でもある。類型化も、「民主主義革命」「社会主義革命」の用語も、統治・経済制度にかかわるものとしてのみ理解されているように思われる。そしてまた山本氏は、世界的関連から客観的に日本の労働者階級に課せられていた課題は何か、という観点に立っている。このような理解と観点からは、「社会主義革命」仮説を唱えることができるかもしれない。しかし、当時の労働者階級の主体的条件、文化・思想状況を考えるならばどうか。前述の敗戦後の空白期が存在や、社共両党を支持する労働者が同時に天皇制を支持するというアンケート調査（『戦後初期労働争議調査』東大社研調査報告第一三集、一九七一年、二九八―三〇〇頁、なお、本報告集には、一九五〇年頃作成された一九四五―五〇年の争議事例調査報告も収録されている）が示しているように、この点では労働者階級は著しく立ち遅れていたのであった。当時の労働者階級は、第一に、統治・経済制度としての社会主義ですら自らの課題とする主体的条件が十分だったのであり、第二に、ましてそれを内実あらしめるような文化・思想状況にはまったくなかったといつてよい。山本氏の分析用具と諸革命の概念は、このような労働者階級の主体的条件、文化・思想状況が考慮に入れられないものになって

いるのではなからうか。

山本氏は、ある時期の労資の対抗関係は争議においてもつとも顕在化するとの見地から争議分析を行なったが、この点は大きな成功を収めているように思われる。読者は、当時の状況をきわめてビビッドに追体験することが可能となった。戦後初期研究においても、労働争議研究においても、山本氏のこの研究においては何も語ることができなくなったといつてよい。けれども、山本氏の「今後の労働運動史研究は労働争議史を中心として進められるべきである」との主張には、これで戦後運動史研究は十分であろうかという疑問が残る。たしかに争議は労資の対抗関係を顕在化させるが、他方、資本以外、たとえば政治や政策と労働運動との関係は、間接的に、争議に関係する限りでしか、争議には反映しない。ところが、労働運動の本質的性格からして、労働運動と政治や政策との直接の関係を分析することを欠いては、労働運動史は不十分となることはいうまでもない。

## 産別会議の研究

戦後初期の労働運動をリードしたのは産別会議であった。産別会議の活動については、次のような業績がある。

産別会議の全体像を問題とするものには、座談会『産別会議の再検討―「産別会議小史」をめぐって―』金子健太「産別会議の初期の活動」（以

たとえば、山本氏の東芝争議の研究には、労組法上の協約効力や司法権による仮処分や松川事件などのフレイムアップが言及されているが、これらの背景にあった労働政策の転換（その理念は新旧労組法第一条に表現されている。旧法は労働者団結をいわゆる「労働組合」以上のものに日本社会での役割を位置づけたが、新法はそれを「労働組合」に限定しようとした）と労働運動との関係は、東芝争議研究だけでは十分に解明できない。そうしてまた、労働政策転換が解明されなければ、東芝争議そのものも十分に解明できない。争議史研究重視が、この面での研究の等閑視にならぬことが大切であろう。

なお、読売争議・東芝争議の基礎資料は、『戦後危機における労働争議』『同前（其の二）』『戦後初期労働争議調査資料』（東大社研資料第六、七、八集、一九七三、七四、七八年）に再録された。また、増山太助『読売争議一九四五―一九四六』（亜紀書房、一九七六年）もある。

上『労働運動史研究』五三号、一九七〇年）があり、その基礎資料としては、稀覯となっていた『産別会議小史』が覆刻（同上誌所収）され、『産別会議・全労連機関紙』も覆刻（労働旬報社、一九七三年）された。また、産別会議結成から二・一ストにかけては、斎藤一郎『二・一スト

前後」(社会評論社、一九七二年再刊)と長谷川浩『二・一スト前後と日本共産党』(三一書房、一九七六年)が詳しく扱っている。より詳しく個別局面を扱うものには、増山太助『産別会議一〇月闘争』(五月社、一九七八年)伊井弥四郎『回想の二・一スト』(新日本出版社、一九七七年)があり、一九五〇年以降の衰退後の活動を国際連帯活動の面からみたものに、風間龍『戦後初期の労働組合の国際連帯活動』(『労働運動史研究』六一号、一九七八年)がある。以上のものは産別会議とこれに影響力の強かった共産党を直接対象としている。このほか、産別会議傘下の組合活動を扱ったものに、石川忠延『終戦直後の東芝労働闘争記』(『労働運動史研究』六二号、一九七九年)、座談会「東宝争議の記録」(『現代と思想』五号、一九七一年)、宮森繁「東宝争議について」(『労働運動史研究』五四号、一九七二年)等々があり、また、電産一〇月闘争についての団交速記録、調停委員会速記録も資料として公開(『電産一〇月闘争(一九四六年)』東大社研資料第九集、一九七九年)された。

このような多くの業績には一つの特徴がある。それは、業績のほとんどが若い世代の研究者の手になるものではなく、当時の運動当事者の手になることである。したがって、叙述には未知の事実や当事者なりのその解釈も多く明らかにされ、また過去の実践に対する今日の総括も明らかにされていて貴重であるが、しかし同時に、当事者とい

う立場が叙述を制約していることもまた注意されなければならない。そしてまた、この特徴と関連するのであるが、前述の研究観点の二分岐、すなわち「戦後民主主義革命期」か「戦後危機期」かの二分岐、と産別会議の研究とがどのような関係にあるのが必ずしも明示されていないことも、特徴としてあげられよう。

このような特徴は、戦後労働運動史の研究史にふりかえるならば、それなりに理由のあることとみてよい。すなわち、本格的な戦後労働運動史研究は、産別会議の運動上の諸問題を批判的に総括することからはじまったといつてよい(その画期の指標の一つは社会政策学会第一二回大会(一九五五年)共通論題であろう)が、このような研究史の流れからは、産別会議と直接かかわらなかった若い世代の研究者が、現在の研究観点から産別会議に関心を持ち積極的に研究対象にとり上げるには、なかなか至らなかったのである。したがって、産別会議を戦後労働運動史上に位置づけることは、これらの多くの業績をふまえた上でなされる、今後の課題となっている。もちろん、それは研究史を十分に意識したものでなくてはなるまい。その点で、業績の最初にあげた座談会では、『産別会議小史』における自己批判は行きすぎであると強調されているが、その強調が研究史との緊張関係を欠いたものであるがゆえに、疑問の残るところである。それはともかくとして、産別会議の戦後労働運動史上の位置を確定するための示唆

は、すでにいくつか示されているといつてよい。

栗田健「戦後民主主義と日本労使関係」(長洲一二編『現代資本主義と多元社会』日本評論社、一九七九年)、同「戦後労働組合運動の系譜と課題」(『ジュリスト増刊企業と労働』一九七九年)は、これを示唆する第一のものである。栗田氏は、戦後初期の労使関係の特徴は、「経営協議会」に示されるように、経営による管理と組合による統制が重複していることであって、これは企業と労働組合が分立する「近代的労使関係」とは異なること、しかし、それは、資本Ⅱ賃労働関係の否定にむかって労働運動が進み統制のかぎりにおいて、企業内における「民主主義」と労使対等化を示していること、を指摘する。そして現在の労働運動が失なっている企業と対等になる条件を回復する別の形態を、それは示しているのではないかと示唆する。第二の示唆は、高木郁朗「労働と人権をめぐる戦後史」(『法学セミナー増刊労働と人権』一九七八年)によって与えられる。高木氏は、現代日本労働法学の混乱の意味の解明をめざすのであるが、その際、旧労組法に示される労働組合理念に言及する。それは、ウェッブ的労働組合観にとどまらず、「部分的に社会化された資本主義体制の確立と維持を体現し」「国民的な統合をはかる社会的役割をもつもの」「市民的自由が未成熟な段階でそれを主導的に実現する社会的機能をもつもの」とされたと高木氏は指摘するのである。

栗田氏が指摘するところの、日本の労働者階級にとつての「民主主義」を企業内で実現していた労働者団結、また高木氏の指摘する旧労組法の理念の下にあった労働者団結、その一つの典型が産別会議とその傘下組合であったといつてよいだろう。それは、いわゆる労働組合の経済学的概念にとどまるものではなかった。それでは産別会議とは一体何であったかという疑問に答えるのが、今後の産別会議研究の課題となるであろう。研究史からみれば、それは、産別会議という労働者団結の、構造と機能の研究といつてもよい。労働組合

## 労働運動の転換

総評結成とその「アヒル」化は、戦後労働運動の転換であった。この転換の位置づけについて、次のような見解がある。

清水慎三「運動史のなかの総評」『社会政策学会年報』一五集、一九六八年、同「五〇年代前半の労働運動（高野時代）は何であったか」『労働運動史研究』六一号（一九七八年）は、総評結成がGHQと反共民同幹部によるという通説を肯定した上で、「ニワトリからアヒルへ」の転換と高野実の運動指導を次のようにみる。すなわち、「アヒルへ」の転換は、総評結成時に存在した労働戦線統一への熱望と、やはり結成時にすでに存在した民同指導に対する単産下部の不満から説明できる。高野の指導は、初期民同指導による

の構造と機能という研究視角の批判として争議研究が唱えられたといつてよいが、争議の主体となりうるものはや労働組合には限られない。争議研究は、いわゆる労働組合論から一步を踏み出しているといつてよい。その点をさらに明確に自覚した視角として、いわゆる労働組合としての機能のみを前提とすることのない、労働者団結の研究がなされなければならないのである。それは、労働組合概念の放棄へと回帰することではなく、そのいわば豊富化なのである。

停滞から運動を脱却させ、サンフランシスコ体制に抵抗するなかで、①労働組合運動の反体制的性格付け、②労働組合運動が国民的政治課題にとりくむこと、③その中で多くの職場活動家を間接的に育成したこと、の三点をその後の労働運動に遺産として残した。賃金闘争などの課題を軽視したという欠点批判はまぬがれないにしても、高野指導の遺産は、「太田・岩井時代前期」の警職法・勤評・六〇年安保闘争で開花した。清水氏によれば、高野は「政党内閣期の革新政治代表」として高い評価が与えられるのである。

清水氏の見解で疑問として残るのは、「ニワトリ」としての総評結成とは結局何であったのかという、素朴かつ基本的な疑問である。「アヒルへ」

の転換が総評結成時から底流にあったにもかかわらず何故「ニワトリ」の総評が結成されたか、高野ら「アヒル」総評指導者は「ニワトリ」総評指導者でもあったのであり、彼らの両期における指導方針はどう関係しているのか、総じて、産別会議の衰退と総評結成という運動主導権の転換をどう考えるか、こういった疑問が残るかぎり、高野指導の高い評価も説得性を弱めざるをえないし、戦後労働運動史における「高野時代」の位置もはつきりしないのではあるまいか。

清水氏に対比的な見解を示すのが、高橋彦博「労働運動の分裂と再編」『体系日本現代史』六巻、日本評論社、一九七九年である。高橋氏は、産別会議型労働運動から総評型労働運動への転換は、指導体制上の違いがあるだけで、運動の内容は階級闘争を重視する点で同質であり、これらの左派運動とも戦前的旧総同盟とも訣別した戦後型新生右派運動（それはのちに全労結成、JC型労働運動となる）が総評結成の背後で確立したところを転換の真の意味であるとする。そして、同盟・JC型労働運動の特徴を産業民主主義の唱導としつつも、産業民主主義の理念自体には高い評価を与えて、戦間的労働組合は産業民主主義を志向すべきこと、産別会議・総評型労働運動は同盟・JC型労働運動を克服すべきことを主張するのである。

高橋氏の見解は、総評結成と「アヒルへ」の転換を重視しないという点で従来の見解と異なり、きわめてユニークな見解である。しかし、ユニ

クさを支えるいくつかの基礎概念の理解には、にわかに首肯しがたいものがある。たとえば、ウェップ以来の産業民主主義の概念を「その現実形態はともかく、理念としては、労働運動のあり方をもっとも一般的な形でとらえた規定」と積極評価しているが、疑問である。産業民主主義の概念は、歴史的には現存する一定の労働運動との関連でのみつねに理解されてきたのであり、それを「現実形態はともかく理念としては」と抽象的に理解できるものであろうか。そもそも、ウェップが産業民主主義を唱えたとき、彼の依拠した事実

はイギリス帝国主義下の労働運動であって、たとえその著『産業民主制』の中でイギリス帝国主義に言及していなくとも、彼が帝国主義的社会改良の一環として産業民主主義を考えていたことを看過することはできない。高橋氏の見解には、基礎的概念の再検討がまず必要なのではあるまいか。

転換の研究を深化させるための基礎整備も、注目しておかなければならない。組合史としては、『総評二十年史』（一九七四年）、『新産別の二十年』（一九六九、七〇年）、『総同盟五十年史』第三卷（一九六八年）と三者がすでにそろっている。このうち『新産別の二十年』は、細谷松太の執筆で産別民主化同盟結成からの事情が詳述されている。高野実の主要著作も『高野実著作集』第一（五巻）（柘植書房、一九七六、七七年）にまとめられた。神林章夫『高野「構想」と経済復興会議——一九四七——』同「戦後経済の復興と組合民主

化運動』（『信州大学経済学論集』一一号、一四号、一九七七、七九年）は、高野実所蔵文書を駆使した研究であるが、論旨は鮮明でない。また、転換期はもとより、敗戦からこの期に至るまで、日本占領軍とGHQが労働政策と労働運動に大きな影響を与えていたことは、忘れてならない。これらを検討する上での資料的制約を打破する研究は、竹前栄治氏による『アメリカ対日労働政策の研究』（日本評論社、一九七〇年）以下の一連の

## 高度成長期の労働運動

一九五〇年代後半から、日本資本主義は高度成長期を迎えた。労働運動では春闘がしだいにその比重を高め、労資の労働条件交渉は毎春の賃金交渉を中心に行なわれるようになった。春闘の賃金交渉を、賃金決定メカニズムの解明をめざす視点から分析したのが、大河内一男編『産業別賃金決定の機構』（日本労働協会、一九六五年）であった。この視点からの研究は多くの成果をあげたが、他方では、運動論的に春闘を研究する視角は、高度成長が継続している間は、しだいに後退していったといつてよい。春闘の運動論的位置づけが強く意識されるようになるのは、一九七〇年代に高度成長の終焉が自覚されるようになって以降のことであった。

小島健司『春闘の歴史』（青木書店、一九七五年）、上妻美章『春闘』（労働教育センター、一

研究で与えられた。研究は対日労働政策を中心としてきたが、最近、占領軍資料を用いた労働運動研究が行なわれはじめた。竹前栄治「レッドパージ」ゲール・M・ノムラ「労働運動の渦の中の女性」（以上、思想の科学研究会編『日本占領軍その光と影』上巻、一九七八年）などである。占領期のアメリカ側資料は近い将来に国会図書館に収蔵されることが予定されており、今後はさまざまな面で新たな研究の進展がみられるであろう。

九七六年）、高木郁朗『春闘論』（労働旬報社、一九七六年）は、春闘二〇年の運動論的総括をこころみた研究である。小島氏の研究は、一九七五年の春闘敗北には言及されていないが、七〇年代の国民春闘路線に注目し、春闘の変貌を指摘している。また上妻氏と高木氏の研究は、七五年の春闘敗北をふまえた上で春闘二〇年を総括している。三氏の著作ともクロノロジカルな客観的過程の叙述が中心をなしており、今後の春闘史研究の出発点となるべきものであろう。また、春闘の生みの親であることを自認する太田薫氏には、自伝として『闘いのなかで』（青木書店、一九七一年）が、また春闘の総括として『春闘の終焉』（中央経済社、一九七五年）がある。

しかしながら、春闘の側面からのみ高度成長期の労働運動を検討することは不十分である。春闘

史に即してみても、前半の太田指導による、「闇夜にお手々つないで」歩きはじめた企業別組合がしだいに労働組合機能を回復してくる過程と、六〇年代後半から、J・Cに結集する労働組合がしだいに有力となり春闘の主導権をとるに至る過程とは、少なくとも区分して考察する必要がある。

これこそ、労働運動の基調における重大な変化といえることができる。J・C派労働組合こそ、高度成長期の現在の現在もお、日本の労働運動に大きな比重を占めているのである。春闘の繰り返されていた高度成長期にこの重大な変化が進行していたこと、この点の運動史的解明が高度成長期の労働運動史研究の今後の課題とならねばなるまい。

ところで、高度成長期にこの変化が可能であった背景には、二つの歴史的前提があったことを看過してはならない。その一つは、一九五〇年代前半の労働争議を通じて、いくつかの戦闘力ある労働組合が崩壊したことである。春闘初期の労働組合機能回復とは、一面ではたしかに回復であったが、それは一定の枠内でのものにすぎなかった。これらの争議についての十分な研究はなされていない。これらの争議を研究している一九六三年刊

の藤田若雄・塩田庄兵衛編著『戦後日本の労働争議』（御茶の水書房）が一九七七年に再版されたことは、研究の乏しさの反映でもあらう。この期の争議研究がまたれるゆえんである。この状況にあつて、平井陽一「三井三池炭鉱の職場闘争」（『社会政策学会年報』二三集、一九七九年）は注目さ

れる。平井氏は、一九六〇年の三池争議直前に達成されていた職場闘争の内実を、職場における「輪番制」と「生産コントロール」の解明を通じてはたした。三池では一九五三年の「英雄なき一三日の闘い」に組合が勝利したが、それゆえに対決が一九六〇年まで持ちこされたのであった。五〇年代前半の争議で崩壊した組合の戦闘力の内実を考察する上で、平井氏の研究は欠かせない比較対象となるであらう。

今一つ的前提は、五〇年代後半から六〇年代前半にかけてのJ・C派組合結集への底流である。道又健治郎「鉄鋼労働運動における右翼的潮流の台頭と役割」（『労働運動史研究』五七号、一九七四年）は、八幡製鉄労働組合と日本鋼管製鉄労働組合を例として、宮田義二などの組合幹部が如何にして組合内で主導権を確立していったか、それにともない鉄鋼労連がどう変わっていったかを明らかにしている、貴重な研究である。方法としても、組合内の諸党派・諸派閥の対抗再編を各々の機関紙と発行物を通じて探るといふ、いわば党派研究的特徴をもっている。労働運動の運動主体研究として、一つの典型を示したものである。このような研究は資料的制約が大きいが、道又氏がそれを打破したように、まったく不可能というわけではない。鉄鋼と同じくJ・Cを支える自動車・造船などの産業で、主導権確立はいかにしてなされたか、この点の研究は今後の課題であらう。

さて、一九七〇年代になると、高度成長に伴う

さまざまな矛盾が露呈するようになり、これに対応して労働運動においても、それまでの春闘体制からは考えられないような運動展開がみられるようになった。それらは、さしあたり、次の四つの面において指摘することができよう。

その第一は、公労協の運動である。公労協の諸組合は、一九四八年に争議権を奪われたが、高度成長期を通じて着実に戦闘力を回復していた。これを国鉄において一挙に打破せんとしたのが、マル生攻撃であった。光岡博美「国鉄マル生の展開と職場闘争（上）（下）」（『賃金と社会保障』七七〇、七七三号、一九七九年）、遠藤公嗣「職場の労働組合による労働条件の規制（上）（下）」（『季刊労働法』一一三、一一四号、一九七九年）は、マル生への組合反撃と闘争勝利後の職場活動を対象としている。第二は、一九七二年の海員ストライキ闘争である。このストは、戦前戦後を通じて産業レベルのストとしては最長となり、春闘のスケジュール闘争とのきわだった異質性を示した。

これを対象としたものに、沼田稻次郎・笹木弘編著『海員争議と海員組合』（労働旬報社、一九七二年）、西田浩（海員組合の労資協調路線との訣別）（『労働運動史研究』五七号、一九七四年）がある。第三は、中小企業の労働運動である。倒産や経営危機におちいった企業の労働運動は、高度成長とは無縁であった。市毛良昌・佐藤一晴「東京争議団共闘の十五年」（『労働運動史研究』五七号、一九七四年）と『現代の労働組合運動』第八

集（大月書店、一九七八年）所収の諸論文は、争議団や労働組合のこうした局面での活動を扱っている。第四は、少数派労働運動である。これらは、運動におけるイデオロギーを重視し、既存の労働組合運動が支配的である現時点では少数派たることに積極的意義を認めている。戸塚秀夫・中西洋・兵藤釗・山本潔『日本における「新左翼」の労働運動（上）（下）』（東大出版会、一九七六年）、河西宏祐『少数派労働組合運動論』（海蕪書

## 通史の見方

以上の個別研究に並行して、通史はどのように書かれているであろうか。

塩田庄兵衛・中林賢二郎・田沼肇『戦後労働組合運動の歴史』（新日本出版社、一九七〇年）は、小冊ながら明快な視点で戦後史を叙述している。その視点は、①統一戦線結成への運動がどれだけ前進したか、②共産党の党勢と支持はどれだけ強まったか、のほぼ二つであるとみてよい。そして、この二つを結ぶ概念の一つとして「労働組合員の政党支持の自由」が重視され、これが組合運動を評価する上での重要なメルクマールとなっている。しかし、視点の明快さは、小冊という制約もあって、叙述において多くの歴史的事実を看過することにつながっている。たとえば、本通史は、一九四五年一月の共産党第四回大会が、組合員の政党加入の自由の重要性を強調したことを、決

房、一九七七年）は、その代表的研究であろう。これらの四つの面にあられた運動展開は、JC派労働組合の春闘における主導権確立といわば表裏の関係をなしているのであり、高度成長期の労働運動とは何であったのかを総体的に理解するためには、これらの運動研究は欠くことができない。けれどもその運動展開は、今日の我々の眼前にあるものであって、もはや歴史研究の対象にのみとどまるものではないのである。

議を二頁にわたって引用することで示している。けれども、前出の佐瀬昭二郎氏の研究によれば、同じ大会で赤色労働組合主義的決議もなされている。佐瀬氏も指摘するように、同大会の方針は両者が混在していたというのが、もっとも適切であろう。本通史も前出の「戦後民主主義革命期」の観点に立つ諸研究も、等しく統一戦線を重視している。しかし、前出の諸研究は、本通史のような叙述の欠陥を補うと同時に、視点における統一戦線や共産党の理解について、結果としては疑問を提出しているように思われる。

佐藤浩一編『戦後日本労働運動史（上）（下）』（社会評論社、一九七六、七七年）は、前述通史の視点を全面的に批判する立場に立っている。本通史は「危機における労働運動」の視点を強調して、戦後史を戦後危機―相対的安定期―戦後体制

の危機と時期区分し、各期における「革命的労働運動」がどのような軌跡をたどったかを、争議を中心に叙述するのである。本通史の叙述は、最近の深化された個別研究の成果をとり入れ、大冊でもあるので、読者が歴史を追体験することをより容易としている。しかし、本通史による戦後労働運動史の総括と展望は、それほど明確でない。本通史の最後になって、展望は「労働者統制」にあることが主張される。しかし、その内容は不明確で、それが本通史で叙述された戦後労働運動史の総括として提起されていないことが、読者を困惑させるのである。このことは、「組織問題」重視の序文の方法がまったくあいまいなことに示されるように、運動主体形成をみる視点が本通史に不明確なためではあるまいか。

以上の一般的通史のほかに、問題別通史とでも呼びうるものがある。高橋祐吉『日本における職場闘争の歴史と課題』（『現代の労働組合運動』第七集（大月書店、一九七六年）、岡本英一「政策的課題と労働組合運動」（『労働法律旬報』九七三・四、九四九、九五一、九五五、九六〇、九六一、九六九、九七三、九七五・六、九八五号、一九七八、七九年）は、戦後日本労働運動が、一方では「職場闘争」を他方では「政策的課題」を、いかに並行して追求していたかを示している。

戦後労働運動史の執筆には史観が必要であるし、現在の労働運動に対する評価がなければなら

ない。そして、ある史観に立つ歴史叙述は、一定の「事実」をとり上げるとともに一定の「事実」を看過せざるをえない。

ところが、戦後労働運動史の読者は、歴史を追体験しつつ、自己の頭脳でそれを総括し現在の運動に評価を下し、展望を持つことができることを、通史に要求する。これはディレンマともいえるべきものであって、戦後労働運動史が容易に執筆されない一因であろう。しかも、個別論点における実証度の高い研究が生まれつつある現在、看過した「事実」によって容易に修正をせまられることのない運動史を執筆することは、至難のことといわねばなるまい。しかし、このような困難を克服した運動史の執筆は、労働運動が低迷しその再生が求められる現在であるからこそ、それだけに是非とも必要なのではあるまいか。

## 連載を終えるにあたって

われわれは、本誌第九六号（一九七五年六月）以降、一七回にわたって、「労使関係」に関する研究動向を連載してきたが、本号をもって、一応の区切りとしたい。

この間、現実の労使関係をめぐる事態の推移は、きわめて流動的であったが、いまだ、その収斂の方向は定かではない。また、われわれ自身も、連載の内容を、充分満足しうるものとはなし

## 補足

ふれるべくしてふれられなかった研究は多いし、最近の研究動向として欠かせない組合史・地方労働運動史の状況も、ほとんど言及できなかった。

これを補うものとして、小山弘健『日本社会運動史研究史論』同『続日本社会運動史研究史論』（以上、新泉社、一九七六、七九年）をあげておきたい。前者は一九五六年までの、後者は一九五七年から七六年までの、単行本を中心とした研究業績が網羅的に紹介されている。また、一九七八年中に刊行された労働運動史文献の目録が、是枝洋氏によって作成され、『労働運動史研究』六二号に掲載された。今後、毎年の文献目録が作成されることを期待したい。

えなった。しかし、この作業が、現代における労使関係論上の問題の所在を、いささかなりとも明らかにしえたとなれば、望外の幸である。

われわれは、今後とも現実の労使関係の展開の方向を見えつつ、研鑽を積み、いつの日か、新たな装いをもって再登場したい。

一九八〇年四月二二日

労働問題研究会運営委員会

季刊労働法別冊一号

# 労働基準法

B5変型/価1500円

|                   |    |
|-------------------|----|
| 労働基準法の基本理念        | 有泉 |
| 労働基準法の成立過程        | 三和 |
| 実効性確保の手段          | 松岡 |
| 労働者・使用者概念と事業場     | 青木 |
| 労働契約論の課題          | 片岡 |
| 採用内定・試用期間         | 荒木 |
| 労働契約締結時の法律問題      | 下井 |
| 配転・出向と労働法理論       | 宮崎 |
| 思想・信条の自由          | 長瀬 |
| 公民権の行使            | 小西 |
| 社内預金              | 本多 |
| 思想・信条の自由と解雇       | 阿久 |
| 懲戒処分              | 橋詰 |
| 定年制               | 安枝 |
| 八時間労働制            | 近藤 |
| 変形労働時間制           | 山本 |
| 労働時間等の特例・除外       | 本田 |
| 時間外労働             | 野沢 |
| 週休2日制・時短・フレックスタイム | 中山 |
| 年休制度の主要問題         | 水野 |
| 休憩・休日の保障と意義       | 高木 |
| 賃金の支払方法           | 金子 |
| 割増賃金              | 外尾 |
| 退職金               | 佐藤 |
| 最低賃金法             | 秋田 |
| 就業規則の法的性質と効力      | 深山 |
| 女子労働者の差別的取扱       | 西村 |
| 女子の労働時間制限         | 山村 |
| 母性保護休暇            | 坂本 |
| 年少労働者の保護          | 重雄 |
| 寄宿舎・寮・社宅と労基法      |    |

## 総合労働研究所

東京都渋谷区代々木  
一〇の三八 ミヤタビル